

図表1 行政調達につき「入札心得+個別契約」の方式を採用するときと「取引基本契約書+個別注文書」を使用するを比較し、どちらの方式が、官側にとり、談合（カルテルを含む）を見逃すにより、談合助となる可能性があるか、および

下請けにいたるまで、価格・技術・品質につき合理性を追求できるかの比較評価表

(提案者江崎通彦の体験、知識の範囲内での評価 2007-5-11 現在)

		比較対象		談合助となる危険性の大小	談合防止以外に価格、技術、コストなどからの合理性を追求できるか視点からの評価
		A	B	D	E
	比較項目	従来の行政調達の方式	多くの民間企業間の調達方式		<b>AとBを比較すると、結果として、Bの方が、はるかに談合や不合理な価格が、発生しなくなり、技術も品質も確保できるようになる。</b>
段階区分	調達方式の特徴	入札心得+個別契約	丙以下にも適用を要求している取引基本契約書（註）+個別注文書  （註）第5条 見積書の提出には 1） 乙は、甲の依頼により、見積書を提出するものとする。また甲の要求のあるとき、指示された様式、区分内容に従って見積価格にかかわる内訳を速やかに提出するものとする。 2） 乙は、見積に際して、談合その他不正を行ってはならない。 が示されている		Bの方式は、下請中小企業振興法 第3条第1項に基づく振興基準 H15-11-4（写しのURLは下記）にもリンクし、その第4、1）-（2）に従い、協議の記録については両事業者において保存するものとする。を尊重できる。 <a href="http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/c-huushou-shinnku-h15-11-4.pdf">http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/c-huushou-shinnku-h15-11-4.pdf</a>  そうすれば、下記の、0-E欄に示す「詳細前提条件つき標準工数」を、合理的に使えるようになるので、実現可能な努力を伴った適正価格となる。
0	前提となる基本	請負、売買の使分けインストラクションがない。特に、輸入につき売買契約を使う習慣があったので、丙以下が見えない。  入札心得に従い、入札資格審査を受ける。	1. 役務、請負、売買のいずれにも適用可能であるので、丙以下の競争も合理的になるので、丙以下の談合も防止できる。具体例は下記のURL <a href="http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/to-rihikikihonkeiyaku%20heika.pdf">http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/to-rihikikihonkeiyaku%20heika.pdf</a> 2. 価格の合理性の手がかりとなる第5条がある 3. 英文化すれば、外国企業にも適用できる。（たとえ商社が介在しても）  当方の見積依頼前に、基本取引契約書により契約を結ぶ（必要に応じ資格審査がある）	A大 B小	1. Bの方がはるかに価格の合理性を追求できる。 2. 更に、合理性を更にあげるためには、日比野弘勝氏の「詳細前提条件つき標準工程工数」（通減の底）のコストエンジニアリングの方法とデータベースが役に立つ。参照URLは <a href="http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/hibino-cost-design-toha.pdf">http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/hibino-cost-design-toha.pdf</a> と <a href="http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/hibino-cost-tabele.pdf">http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/hibino-cost-tabele.pdf</a> （註：上記を、組立品、土木、建設に使えるようにするためには、ビデオ撮影による分析により、詳細前提条件つき標準工数を定める必要がある）、
1	事前談合についての縛り	入札心得であり、契約としての縛りがあるといえない	談合をしないという契約としての縛りがある	A大 B小	談合防止につき当初から契約で縛りを与えるのと、入札心得で防止しようとするのでは、雲泥以上の違いとなる。
2	2～3社に絞り込んだ段階の業者選定中	サブコンレベルでの談合までを縛りきれない	サブコンレベルまでの業者も縛れる。ただし、取引基本契約書に、この契約は丙以下にも適用するとの条項が必要例	A極め B小	第5条に、必要に価格明細を出させることが要求されているが、当初は、競争見積であるので、最終価格と総合的な評価で選定をすればよい。詳細な価格明細は他との比較差を知るための必要な部分についてのみでよい。
3	最終選定のための作業（たとえば、サブコンのチェックなど、最後の念書の作成、差し入れなど）	丙以下のコンポーネントの選定について、談合が見えない。	1. 丙以下のコンポーネントの選定についての談合についても縛りを行ってできる。 2. 補用品などの、入手につき、必要コンポーネントより、上位のハイヤーアッセンブリーのほうが安いこともあるのでそれが提案できるようになる。そしてそのための調査費を価格明細に入れることができるようになる。	A大 B小	選定業者がほぼ一社に絞られた後も、ライフサイクルの観点から、提案の一部分につき、比較2案以上を創らせ、その比較を、価格明細、技術明細につき比較がしやすくなる。契約後もそのような、2案以上の比較を、続けさせることもでき、それにより合理的なライフサイクル DTCN/DTC 活動を続けさせる仕組みを創ることができる。

4	契約書文章の確認作業	一応、契約文書前文をチェックしなければならないので、チェック手間が多い	チェック手間は個別注文書のチェックだけでよい	B の方が手間は少ない	<p>1. B の方式を採用することにより、長期的には、行政側の調達担当の人員を削減できると思える。 同じ意見が、総務省、政府調達（公共事業を除く）における契約の電子化のあり方に関する検討会～中間報告～ <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040723_3_zentai.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040723_3_zentai.pdf</a> の PDF ページ 1 2 7 の一部 表 5-5 に出ている。</p> <p>2. 輸入品につき、最終的な契約および納入文書は、日本語にならざるを得ないので、絶対業界カルテルに巻き込まれない、行政輸入商社を作る必要が出てくると思われる。</p>
5	選定後の要求変更	変更分コストにつき、足元を見られやすいので、技術内容とコストに不整合ができる。	変更分コストにつき、その変更分についての、変更前、変更後についての価格明細と切り替えコストを、甲の要求がある場合、甲の指定する区分で提出する必要があるので、変更についての、コスト、技術、品質につき合理性を追求できる。	A 極めて大 B 極めて小	A 方式と B 方式の格差は極めて大きい。 B 方式であれば、はじめから、値切られ代を入れて見積を出され、判定を事務系の人のみでやると、技術、品質についての合理性を求めにくくなる。
6	コンポーネント生産中止の場合の予防	従来、この予防策がとられていないものが多い	B 方式に、サブコン側の都合で、コンポーネントなどの仕様変更や、生産中止をするときは、その技術図面と生産技術資料を、引き渡すという条項（Dis-continurance close という）を当初の選定条件に付け加える。		左記のサンプルは、URL <a href="http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/SCD%20general%20req't%20supplement.pdf">http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/SCD%20general%20req't%20supplement.pdf</a> の 2 5 ページに示しているものが参考になる
7	調達した後の維持段階	ライフサイクル全体からの総合評価の基準があまり整備されていない	段階 3 の E 欄に述べた、姿勢を維持できるので、6 E 欄に述べたことも加え、ライフサイクル全般に渡る合理的な調達ができるようになる。	B の方が、その内容を決めやすい	左記に加え、B 方式+維持契約をすることにより、調達をした後の合理的な度量区のできる維持管理ができるようになる。前例には、下記の URL がある。 <a href="http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/lifevcycle-DTChyoukaT-4.pdf">http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/lifevcycle-DTChyoukaT-4.pdf</a>
8	再調達、ないしは類似品の調達をする場合		以前からの縛りをそのまま使える。		業者選定時に、1 円入札があっても、その一円見積というのは、他のプロジェクトの黒字との相殺で成り立つとしか、考えられないので、どのような原価構成でその価格を出せるのかを提出させる。そして、その原価構成を次回価格の参考資料とするとの念書を入れさせ、それをもとに総合評価（ライフサイクル評価）をする。この場合の念書は、考えられる仮の仕様、条件に対する、上限つきのエスカレーション条項のある価格の念書（英語の場合は、This contract is subject to the government or board）とする。 以上を基本にして、その他、その一円契約が災いして、その後の、不合理な価格による受注独占が起こらないように歯止めをかける。
9	鞘稼ぎのためだけの丸投げ発注	可能	可能、ただし、契約上から、必要に応じ価格明細を求められるので、意味のないことが、ばれやすい	B の方が、無駄なコストがばれやすい	単なる鞘稼ぎの丸投げ発注も、談合の一種と考えられるので、談合防止に役に立つ。